

○多治見市役所の位置を定める条例（昭和46年10月30日条例第28号）の一部を改正する条例新旧対照表

部署名：総務課

新		旧	
○多治見市役所の位置を定める条例 昭和46年10月30日条例第28号 改正 昭和48年12月22日条例 第33号 多治見市役所の位置を定める条例 多治見市役所の位置を次のように定める。 多治見市 <u>音羽町 1 丁目233番地</u> 附 則 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和49年規則第 9 号により、昭和49年 2 月12日から施行） 附 則（昭和48年12月22日条例第33号） 1 この条例は、多治見市役所の位置を定める条例（昭和46年条例第28号）の施行の日から施行する。 2 福祉に関する事務所設置条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。 第 2 条第 2 項中「日の出町 1 丁目60番地」を「日ノ出町 2 丁目15番地」に改める。 3 多治見市教育研究所設置条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。 第 3 条中「日ノ出町 1 丁目60番地」を「日ノ出町 2 丁目15番地」に改める。		○多治見市役所の位置を定める条例 昭和46年10月30日条例第28号 改正 昭和48年12月22日条例 第33号 多治見市役所の位置を定める条例 多治見市役所の位置を次のように定める。 多治見市 <u>日ノ出町 2 丁目15番地</u> 附 則 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和49年規則第 9 号により、昭和49年 2 月12日から施行） 附 則（昭和48年12月22日条例第33号） 1 この条例は、多治見市役所の位置を定める条例（昭和46年条例第28号）の施行の日から施行する。 2 福祉に関する事務所設置条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。 第 2 条第 2 項中「日の出町 1 丁目60番地」を「日ノ出町 2 丁目15番地」に改める。 3 多治見市教育研究所設置条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。 第 3 条中「日ノ出町 1 丁目60番地」を「日ノ出町 2 丁目15番地」に改める。	
摘要	改正理由 1. 多治見市役所本庁舎を建て替えるにあたり、新本庁舎の建設地を定めるため、市役所の位置を改めるものです。 2. 次の理由から、市役所の位置を音羽町 1 丁目233番地とします。 （1） 新本庁舎と現駅北庁舎を一体のものとして運用すること（南棟・北棟）。 （2） 新本庁舎に大規模な玄関ホールを設ける予定はなく、主たる玄関は現駅北庁舎の玄関とする予定であること。 3. 施行日は、新本庁舎の供用開始日（令和 8 年度を予定）となるため、規則に委任します。		